

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

鳴門市では、平成 24 年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすべく、「鳴門市次世代育成支援対策行動計画」の後継計画として、平成 27 年度に「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定しました。

「第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)は、令和2年3月末をもって第1期計画の計画期間が終了となることから、国の動向及び第1期計画における成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、子ども・子育て支援制度を効果的に推進していくために策定するものです。

「子ども・子育て関連3法」とは・・・

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をまとめて、このように言います。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」(以下、「基本指針」という。)を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。また、本計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」を兼ねるものとして、一体的に策定するものです。

あわせて、本計画は、上位計画である「第六次鳴門市総合計画」や、その他関連計画と整合を図り、策定しています。

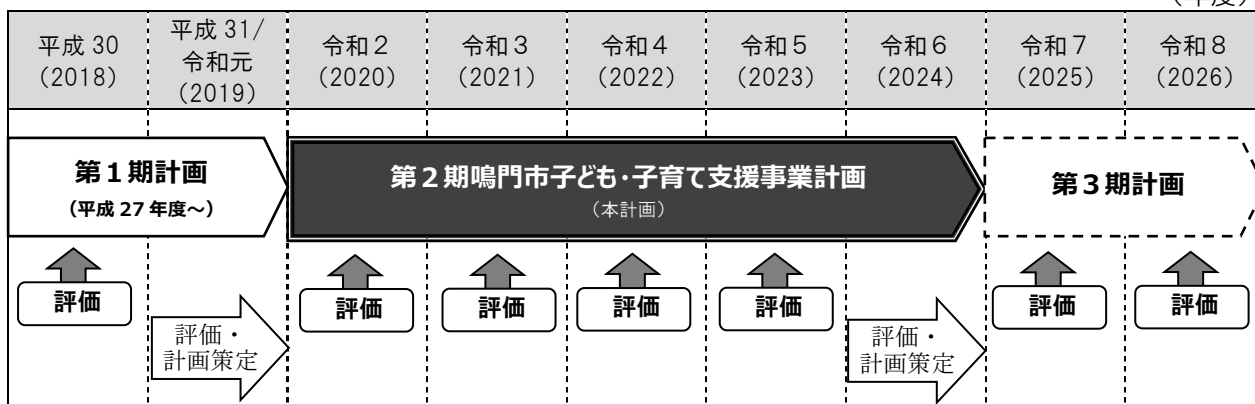
【子ども・子育て支援法(第六十一条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。



3. 計画の期間

本計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間として設定します。
(年度)



4. 策定体制

(1) 鳴門市児童福祉審議会

本計画の策定にあたっては、有識者や教育・保育の関係者、市民等で構成された鳴門市児童福祉審議会に諮り、計画内容について調査・審議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査の実施

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、平成31年1月に就学前児童、小学生のいる世帯を対象にアンケートを実施しました。このアンケート調査によって国が定める子ども・子育て支援事業の量の見込みの設定や、本計画における施策を検討するにあたっての基礎資料としています。

(3) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるために、令和元年12月24日(火)～令和2年1月28日(火)にかけて、パブリックコメントを実施しました。

